

## 「ジェンダー平等に関する審議会」を傍聴される方へのお願い

### ■傍聴ルールについて

1. 傍聴される方は、傍聴人名簿に氏名と住所を記入し、係員の指示に従ってください。
2. 傍聴される方は、審議の妨げにならないよう次の事項を守り、指定の席で静かに傍聴してください。
  - (1) 審議における言論に対して、拍手、鉢巻、腕章等の着用、不要な離席等による意見表明をしないでください。
  - (2) 大きな声を出したり、騒ぎ立てる等の審議の妨害をしないでください。
  - (3) 飲食・喫煙をしないでください。
  - (4) 携帯電話、パソコン持込使用及び写真撮影にあたっては、別紙により申請のうえ、審議会の決により許可します。(会場に入ったらずちに使用・撮影できるものではありません)
  - (5) 傍聴席における写真(静止画)撮影は、会議冒頭に限ります。なお、録音や動画撮影、動画配信等はできません。
  - (6) 以上(1)～(5)のほか、審議会の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしないでください。このような行為を行ったと判断される場合、会長は傍聴者に対して退場を命ずることができるとします。

●希望するときは、次の様式を記入し、開会までに職員へお渡しください。

撮影及びパソコン等持込使用の許可について(申請)

### ■会議資料について

- 会議資料は、原則として貸出となります。閉会后、受付職員に返却してください。
  - 会議資料に落丁があった場合は、職員までお申し出ください。
  - 会議資料を持ち帰る場合には、コピー代金(1ページ当たり10円(カラーコピーは50円))をお支払いいただきます。  
閉会后、必要な資料名を受付職員までお申し出ください。
- ※ 会議資料は、当日席上配布資料を除き、後日、区ホームページで公表(開催から概ね1週間)します。公表後はダウンロードが可能です。

### ■会議資料内訳<裏面のとおりに>

## 第2回杉並区ジェンダー平等に関する審議会 資料代内訳

資 料 名		ページ数	金額(円)
	令和6年度第2回杉並区ジェンダー平等に関する審議会 次第	1	10
資料1	杉並区ジェンダー平等に関する審議会 委員名簿(裏面: 席次表)	2	20
資料2	杉並区ジェンダー平等に関する審議会 事務局名簿	1	10
資料4	第1回審議会でごいただいたご意見について	18	180
資料5	用語の定義と区が目指すものについて	1	10
資料6	「未来像」「課題」「方策」検討シート	1	10
資料7	区の男女共同参画行動計画+区役所における推進体制 「4つの柱」仕分け一覧	4	40
参考資料1	第1回審議会でごいただいたご質問について	5	50
冊子資料1	杉並区男女共同参画行動計画	62	620
冊子資料3	杉並区男女共同参画行動計画 進捗状況調査報告書(案) (令和5年度実績)	81	810
合 計		176	1,760

資 料 名		金額(円)
男女共同参画に関する意識と生活実態調査報告書		500
合 計		500

杉並区ジェンダー平等に関する審議会会長

「杉並区ジェンダー平等に関する審議会」における  
パソコン持込使用及び撮影等の許可について（申請）

申請の前に必ず以下の遵守事項をお読みください。

＜パソコン等の持込使用にあたっての遵守事項＞

- ① 記録のために使用する際のパソコンの音量・キーボードの操作音等は、審議会の進行の妨げにならないようにすること。
- ② 使用場所は、傍聴席の範囲内とすること。

＜撮影にあたっての遵守事項＞

- ① 撮影は、審議会が許可してから行うこと。（審議会の決により撮影を認めない場合があります。）
- ② 撮影は静止画のみとし、フラッシュ、ライトの類は使用しないこと。
- ③ 傍聴席以外の場所からは、撮影をしないこと。
- ④ 審議を妨害したり、他の傍聴者の迷惑となる行為、また危険な方法で撮影しないこと。

＜共通の遵守事項＞

- 会場、区役所庁舎の電源コンセントを使用しないこと。

上記の遵守事項に同意の上、次のとおり申請します。

申請する事項（該当欄にチェック）

- スマートフォン・パソコン等の持込使用（撮影以外に使用する場合）
- 撮影（使用目的： \_\_\_\_\_）

申請する機器等（該当欄にチェック）

- スマートフォン     タブレット端末     パソコン     カメラ
- その他（ \_\_\_\_\_ ）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

（杉並区ジェンダー平等に関する審議会処理用）

- 本件は、
- 1 許可することとしたい。
  - 2 不許可としたい。

会長	係員